



# 牛肉に関する法律の規制

## 生食用牛肉に対する規制

平成23年10月に法律が改正され生食用牛肉に対する規制ができました。

- 1 表面の加熱殺菌などの加工の基準、保存の基準、調理の基準に適合した肉でなければ、お店でユッケなどの生食メニューとして出すことはできません。
- 2 生食用として加工する場合には、資格を持った人が行わなければなりません。
- 3 生食用の牛肉を取扱うお店は、食中毒のリスクについて、掲示をしなければなりません。

## 牛レバーに対する規制

平成24年7月から、牛レバーはすべて「加熱用」とされました。

- 1 加熱されていない牛レバーを販売するときは、中心部まで十分な加熱が必要なことを消費者に伝えなければなりません。
- 2 牛レバーを原材料として食品を調理し、販売、提供する場合には、中心部まで十分に加熱しなければなりません。

**!** 上記の基準を満たした生食用の牛肉であっても、食中毒になるリスクを完全になくすことができるわけではありません。  
子どもや高齢者など抵抗力の弱い方は、生の肉を食べないでください。

## 食品衛生に関する相談窓口

食の安全 札幌

検索

札幌市食の安全  
ホームページもご覧ください。

保健所	食の安全推進課	中央区大通西 19 丁目 (WEST19 3階)	☎622-5170
保健所	広域食品監視センター	中央区北 12 条西 20 丁目 (札幌市中央卸売市場青果棟 3階)	☎641-0635
中央保健センター	健康・子ども課	中央区南 3 条西 11 丁目	☎511-7227
北保健センター	健康・子ども課	北区北 25 条西 6 丁目	☎757-1183
東保健センター	健康・子ども課	東区北 10 条東 7 丁目	☎711-3213
白石保健センター	健康・子ども課	白石区本郷通 3 丁目北	☎862-1883
厚別保健センター	健康・子ども課	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	☎895-5921
豊平保健センター	健康・子ども課	豊平区平岸 6 条 10 丁目	☎822-2478
清田保健センター	健康・子ども課	清田区平岡 1 条 1 丁目	☎889-2408
南保健センター	健康・子ども課	南区真駒内幸町 1 丁目	☎581-5213
西保健センター	健康・子ども課	西区琴似 2 条 7 丁目	☎621-4247
手稲保健センター	健康・子ども課	手稲区前田 1 条 11 丁目	☎681-1211



## 円山動物園に遊びにきてね!

円山動物園

検索

今回登場してくれた、肉食獣たちには、円山動物園で会うことができます。円山動物園では楽しいイベントを用意して皆様のご来園をお待ちしています!

営業時間、アクセス方法、最新のイベント情報などは円山動物園公式ホームページを見てね!